

介護保険適用の療養型病床群等における 医療保険と介護保険の整理について

介護保険適用の療養型病床群等においては、病状が安定した長期療養患者に対して行われる日常的な医療行為を介護保険から給付することとし、複雑な処置、手術などの頻度が少なく、濃厚な医療行為については急性期医療を担う病院(病棟)に移って治療を受けるのが原則である。

しかし、例外的に入院患者の病状が著しく急変し、緊急その他やむを得ない理由により転院(転棟)が困難な場合に行われる医療行為については、次のようないくつかの整理案がある。

【案1】

- 療養型病床群等で日常的に行われている医療行為を介護保険適用としてリストアップし、緊急その他やむを得ない理由により行われたその他の医療行為については医療保険適用とする。

(主な具体例) 介護保険適用として

- 療養型病床群等で、日常的に患者に行われている医療行為
 - ・薬剤管理指導料、入院栄養食事指導料等の指導管理
 - ・エックス線単純撮影
 - ・リハビリテーション（6月超の複雑なものを除く。）

等

【案2－1】

- 療養型病床群等で行われる医療行為については、すべて介護保険に請求。

* そもそも、介護保険では病状安定期の患者に対する給付が原則であり、濃厚な医療や急性期の治療が必要であれば、転棟して医療保険から給付すべきである。

* 小規模の市町村においては、緊急やむを得ない場合に生じた高額な医療費が保険財政や保険料へ与える影響が大きい。

【案2－2】

- 介護保険適用の医療行為の範囲を広めに設定する代わりに、複雑な処置、手術等の請求を認めない。（医療保険への請求も同様。）
- * 緊急に予測し得ない状況で必要となる医療行為の保障がないため、問題が生じる可能性がある。老人保健施設であっても、緊急時や予測し得ない状況の医療行為を制限していない現状があり、問題がある。